

20220207

総務常任委員会 所管事務調査

委員会 当日追加資料

(文責：委員長 滝沢一成)

## 既存の『2. 地域協議会』「解決への提言」及び各委員からの 新規提出レポートを加えた提言分類

〔現状案〕※1/31の議論を踏まえ、

1. ブロック制については「ガバナンスの在り方」として『1. 住民自治・地域自治』での「解決への提言」で示され、さらに議論されることとなった。
2. 公募公選制の在り方についてはこの『2. 地域協議会』での「解決への提言」で議論されることとなった。
3. 現状の具体的提言は以下のとおりである。(1月31日資料からコピペ)  
なお、各提言も分類整理をさらに行ったので、後半に示す「提言分類」で議論を進めたい。

### 解決への提言（案）

#### ◎原則の権限の維持

地域自治区制度を継続する限り、地域協議会の権限である「諮問答申」と「自主的審議による意見書提出」を外すことはできない。地域協議会は、地域課題を共有し、課題解決の優先順位を決定することにより、諮問や自主審議を通じて市長に意見を述べるものとする。

#### ◎地域自治区の最高議決機関と位置付ける

地域協議会に地域自治区の最高議決機関としての役割を担わせること。した

がって地域自治区の設置に関する条例のなかの「地域協議会の権限」については改正すること。

### 栗田反対

#### ◎住民自治組織との合体

地域協議会と住民組織が地域の活性化等同じ目的を持ち活動するために、現在の「地域協議会」と「住民自治組織」を合体し、一定の運営資金を持つ各自治区「住民コミュニティ組織」へ移行させるなどの変革を行うこと。

### 橋爪削除（反対）

### 栗田反対

#### ◎地域発展計画作成の権限付与

28区それぞれの歴史と伝統やその地域の特性を活かし維持発展させていく必要があるため、事務局（事務所）がそれぞれの区の地域発展計画を地域協議会と連携しながら作成すること。（高山）

市は、それぞれの地域発展計画の実現に向けた予算配分を行う。その前提として地域協議会の意見を聴く。

### 栗田反対

#### ◎町内会等との連携

地元を元気にする提案事業を、地域協議会・町内会長協議会・住民組織・総合事務所（まちづくりセンター）の4者が課題協議する仕組みを作ること。これら協働の要に位置付けるのが地域協議会である。

⇕

### （栗田、別案）

#### ◎地域まちづくりの協働の要

地域課題の解決や目指す地域のまちづくりに関し、主体的に話し合い、市民、

町内会、住民組織（まちづくり振興会等）、各種団体等と連携を取りながら実現を図ること。

また、行政や議会に対しても制度（条例）に従い協力を求めると同時に、あらゆる手段を活用しながら行政との協働も推進していく。

#### ◎自前のまちづくり協議会への改編

新たに住民自治意識に根差した「自前のまちづくり協議会（振興会）」に改変すること。現行の地域協議会制度は廃止する。「自前のまちづくり協議会」は、地域の自主性に基づき設置され、対象地域は現行の地域協議会の範囲、又は小・中学校区単位を原則に設置する。

当協議会は、必要とする事業ごとに提案し、予算が生じる場合は、所管する行政庁における担当部署において審査し事業化すること。予算額は原則制限を無くし、ブロック及び総合事務所ごとに必要額を審査し、本庁において全体調整の上で事業化する。

#### 橋爪削除（反対）

#### 栗田反対

#### ◎まちづくり振興会への組み入れ

地域協議会を、各地区にある「まちづくり振興会」（類似名称あり）に組み入れ、「まちづくり振興会」を第二の行政機関とすること。その運営財源は市が負担する。また各地区の町内会長連絡会の事務を「まちづくり振興会」に組み入れ、地域協議会との連携を図ること。それにより、機能の重複問題も解決できる。

#### ※池田委員からの提案説明

・この案により類似した目的を持つ団体、「まちづくり振興会」・「地域協議会」・「町内会長連絡会」を一元化することにより、住民が描いている組織の重複への矛盾を解決しまちづくりへの機能強化が図れる。

・第二の行政機関に位置付けるとは、現在の総合事務所機能の内、地域で出来るものは「まちづくり振興会」へ事務委託し、行政でなければできない窓口業務等は出張所として残す。

・この事務委託で削減された経常経費等は人的支援を含め「まちづくり振興会」の事務委託費に充てる。なお、事務委託費には地域協議会の運営経費を含むものとする。

・「まちづくり振興会」のない合併前上越市においては、地域自治区を改正し現在の15区を上越市合併前の高田地区・直江津地区の2地区に統合したうえで地域協議会を改めて設置し運営事務を木田庁舎で行う。これにより「まちづくりセンター」は廃止する。

### 橋爪削除（反対）

#### 栗田反対

#### ◎地域活動支援事業

地域活動支援事業は本来の地域協議会の役割とは違うとともに、地域住民に責任を負わせる仕組みであることから、速やかに廃止すること。（栗田）

地域活動支援事業を継続する場合、地域経次回の原点に戻り、地域協議会が優先的に実現を目指す目的に沿った事業提案を募集すること。（栗田）

地域活動支援事業を継続する場合、これまで表面化した問題点をしっかり分析するとともに、支援対象とする活動、採択基準などについて検討すること（橋爪）。

事業ごとに提案し審査、予算額に制限を設けず、全体調整の上で事業化すること。また事業化する財源は市全体で担保すること。

地域活動支援事業は、課題解決策の募集とその自主的活動に限定すること。

地域活動支援事業を継続する場合、その採択に係る明確なルールをつくること。これは28区に共通する。

#### ◎地域づくりアドバイザー等との連携

市の事業「地域コミュニティ活動サポート事業」の地域づくりアドバイザーや地域おこし協力隊、集落づくり推進員などと連携すること。アドバイザーは現在単発、派遣型であるが、各自治区に常時一人配置し、長期に渡り住民とともにその地域のまちづくりに携わる。

◎委員の資質向上

委員の資質向上の為、講習や研修、視察などの機会を予算付けも含み明確に担保すること。

◎会長及び委員の資質向上

(※改訂) 会長の資質向上のため、会の運営方法等について研修する。また委員の資質向上のため、講習や研修、視察などを行う。(高山)

◎事務局の資質向上

事務局は資質向上のため事務局研修を充実させる。(高山)

◎地域・男女比・年齢層

協議会委員は、地域や男女比、年齢等も考慮した多様性を保障した構成にすること。

(以上)

## 既存提言及び各委員からの新規レポートの提言（具体的提案）分類

### ◎住民自治組織等との合体

類似した目的を持つ団体、「まちづくり振興会」・「地域協議会」・「町内会長連絡会」を一元化する。地域協議会を、各地区にある「まちづくり振興会」（類似名称あり）に組み入れ、「まちづくり振興会」を第二の行政機関とすること。各地区の町内会長連絡会の事務を「まちづくり振興会」に組み入れ、地域協議会との連携を図ること。（池田）

※橋爪削除・栗田反対

地域協議会と住民組織が地域の活性化等同じ目的を持ち活動するために、現在の「地域協議会」と「住民自治組織」を合体し、一定の運営資金を持つ各自治区「住民コミュニティ組織」へ移行させるなどの変革を行うこと。（高山）

※橋爪・栗田反対

現行の地域協議会制度は廃止する。新たに住民自治意識に根差した「自前のまちづくり協議会（振興会）」に改変すること。「自前のまちづくり協議会」は、地域の自主性に基づき設置され、対象地域は現行の地域協議会の範囲、又は小・中学校区単位を原則に設置する。当協議会は、必要とする事業ごとに提案し、予算が生じる場合は、所管する行政庁における担当部署において審査し事業化すること。予算額は原則制限を無くし、ブロック及び総合事務所ごとに必要額を審査し、本庁において全体調整の上で事業化すること。（宮越）

※橋爪削除・栗田反対

### ◎（合体ではなく）各組織との連携

地元を元気にする提案事業を、地域協議会・町内会長協議会・住民組織・総合事務所（まちづくりセンター）の4者が課題協議する仕組みを作ること。これら

協働の要に位置付けるのが地域協議会である。

地域課題の解決や目指す地域のまちづくりに関し、主体的に話し合い、市民、町内会、住民組織（まちづくり振興会等）、各種団体等と連携を取りながら実現を図ること。行政や議会に対しても制度（条例）に従い協力を求めると同時に、あらゆる手段を活用しながら行政との協働も推進していくこと。

地域づくりアドバイザー等との連携。市の事業「地域コミュニティ活動サポート事業」の地域づくりアドバイザーや地域おこし協力隊、集落づくり推進員などと連携すること。アドバイザーは現在単発、派遣型であるが、各自治区に常時一人配置し、長期に渡り住民とともにその地域のまちづくりに携わる。

地域づくりを行う市民組織と総合事務所の連動を推進すること。（江口）

## ◎地域活動支援事業

（廃止）

地域活動支援事業は本来の地域協議会の役割とは違うとともに、地域住民に責任を負わせる仕組みであることから、速やかに廃止すること。（栗田）

（継続条件）

地域活動支援事業を継続する場合、地域経次回の原点に戻り、地域協議会が優先的に実現を目指す目的に沿った事業提案を募集すること。（栗田）

地域活動支援事業を継続する場合、これまで表面化した問題点をしっかり分析するとともに、支援対象とする活動、採択基準などについて検討すること（橋爪）。

事業ごとに提案し審査、予算額に制限を設けず、全体調整の上で事業化すること。また事業化する財源は市全体で担保すること。

地域活動支援事業は、課題解決策の募集とその自主的活動に限定すること。

地域活動支援事業を継続する場合、28区に共通する明確な採択ルールをつくること。

現行の地域活動支援事業については、〇〇まちづくり協議会（振興会）において事業の選定を行い、支所及び総合事務所にて調整の上予算措置の上事業化する。行政機構改革に基づき設置されるブロック支所においては、一定の予算を配分（現行の地域活動支援事業配分基準を考慮）し、支所に配置される副市長の下、地域から上がってくる事業の予算化と事業の実施を行うこと。（宮越）

## ◎地域発展計画作成の権限付与

28区それぞれの歴史と伝統やその地域の特性を活かし維持発展させていく必要があるため、事務局（事務所）がそれぞれの区の地域発展計画を地域協議会と連携しながら作成すること。（高山）

市は、それぞれの地域発展計画の実現に向けた予算配分を行う。その前提として地域協議会の意見を聴く。

※栗田反対

地域自治区での地域活性化・地域自立のための大型独自予算を編成すること。（江口）

## ◎地域協議会の原則権限の維持

地域自治区制度を継続する限り、地域協議会の権限である「諮問答申」と「自主的審議による意見書提出」を外すことはできない。地域協議会は、地域課題を共有し、課題解決の優先順位を決定することにより、諮問や自主審議を通じて市長に意見を述べるものとする。（栗田）



現行の地域協議会は存続するものの、主に市長からの諮問・答申を行い、加えて市政全般についての様々な提言活動に徹すること。

地域活性化のための自主審議を行い、必要に応じ当該地域の課題及び市政全般について行政に提案を行うこと。(宮越)

## ◎地域自治区の最高議決機関への位置づけ

地域協議会に地域自治区の最高議決機関としての役割を担わせること。したがって地域自治区の設置に関する条例のなかの「地域協議会の権限」については改正すること。

※栗田反対

諮問委員としての機能は是とするも、三元代表制的な審議権の付与については疑義がある。(宮越)

地域協議会と市議会との役割分担を制度上にも明確にしておくことが議論の質を高め、市議会が活性化することにつながる。今後市議会が地域協議会の協議の成果を活用する仕組みとして「意見申述権」「聴聞権」を議会基本条例などで位置づける事も今後考えるべきである。(江口)

## ◎スキルアップ

委員の資質向上の為、講習や研修、視察などの機会を予算付けも含み明確に担保すること。

会長の資質向上のため、会の運営方法等について研修する。

事務局は資質向上のため事務局研修を充実させる。(高山)

## ◎委員の選出法 公募公選制（準公選制）の行方

※準公選制は維持すべきかについてさらに議論を要す

委員の選出方法。選任される委員の年齢男女構成は、高齢者・男性に偏り過ぎ、住民の総意を表すには不足感がある。

協議会委員は、地域や男女比、年齢等も考慮した多様性を保障した構成にする必要がある。

クォーター制を導入すること。民主主義の理念の下、男女共同参画を推進し、広く地域の民意を反映するため、委員の公選制へクォーター制を導入する。クォーター制は男女同数及び若年（40以下）と中高年（40超）概ね同数とする。

任期。委員の任期は1期毎とし、連続は2期までとする。

選任方法は、公職選挙法に準ずるならば、少なくとも候補者の意見公表及びディベートは行うべきである。（以上、宮越）

※その他提言はあるか